有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△	5,184,900,091
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入		4
施設費による収入		1,719,576,400
小計	△	3,465,323,687
利息及び配当金の受取額		134,058,716
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	3,331,264,971
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△	421,511,410
長期借入れによる収入		782,986,000
長期借入金の返済による支出	△	1,559,419,000
リース債務等の返済による支出	△	1,178,424,905
小計	△	2,376,369,315
利息の支払額	△	121,240,280
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	2,497,609,595
Ⅳ　資金に係る換算差額		124,128
Ⅴ　資金増加額		2,505,910,725
Ⅵ　資金期首残高		12,063,960,085
Ⅶ　資金期末残高		14,569,870,810

利益の処分に関する書類（案）　　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,558,847,940
当期総利益	1,558,847,940	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	1,249,715,614	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究診療環境整備積立金	309,132,326	1,558,847,940

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議 令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会 令和６年６月13日最終改訂））（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しています。

なお、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）」及び「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部及び追加配分により措置された運営費交付金については、文部科学省の指示に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しています。

また、「国立大学法人岡山大学業務達成基準取扱要項」に基づき、学長の承認を得た事業については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：５～50年　構築物：８～75年　工具器具備品：２～20年

なお、受託研究収入等で令和４事業年度以前に購入した資産および当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な資産は、当該研究期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

役員並びに国立大学法人法附則第４条に規定する教職員及びその後任補充者等（以下「承継職員等」という）に係る賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

承継職員等以外の教職員については、賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を、賞与引当金として計上しています。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

承継職員等に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。ただし、運営費交付金による財源措置が見込まれない部分については、退職給付に係る引当金を計上しています。

承継職員等以外の教職員については、退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務（当該年度末における自己都合要支給額に比較指数を乗じた金額）に基づき、退職給付に係る引当金として計上しています。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

５．徴収不能引当金の計上基準

徴収不能引当金は、将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券：償却原価法（定額法）を採用しています。

７．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準：低価法　評価方法：移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法によります。